

太子町水道施設運転管理業務委託
プロポーザル実施要領

兵庫県太子町

1. 趣旨

太子町水道施設運転管理業務委託プロポーザル実施要領は、「太子町水道施設運転管理業務委託」の契約の相手方を選定するにあたり、プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定める。

なお、本業務の業者決定については、本町の安心・安全な水道水の安定供給を目的とし、専門知識と経験をもって、水道事業の特性に沿った運用が必要であることから、本件委託業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者から持続可能な水道事業の運営について広く提案を募集する公募型プロポーザル方式によるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 太子町水道施設運転管理業務委託
- (2) 業務内容 太子町内の水道施設の運転・維持管理
- 1) 浄水場施設巡回点検
 - 2) 水源地施設巡回点検
 - 3) 配水池・加圧ポンプ場巡回点検
 - 4) オンコール対応
 - 5) 各設備の環境整備
 - 6) 太子町発注業務の業者立会
 - 7) 浄水場や水源地等の採水業務
- (3) 委託期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで (3 年間)
- (4) 見積限度額 総額 58,830,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

3. 参加要件（参加者は、次のすべての要件を満たす者とする）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。
- (3) 公告日から受託予定者決定の日までの間に太子町指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (4) 競争入札の参加資格等について、物品・役務登録業者名簿に登録されていること。
- (5) 直近 3 年間の法人税、消費税及び地方消費税及び法人市（町）民税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 過去 10 年間、日本国内の膜ろ過方式による日最大 5,000 m³以上の浄水能力を有する上水道の浄水場運転管理業務の契約実績を有すること。
- (8) 「水道技術管理者」または「水道浄水施設管理技士 3 級以上」の資格を有する者が 1 名以上配置できること。
- (9) 当業務を行なうにあたり技術者を 2 名以上配置できること。この技術者は、オンコール対応の際に、発生から概ね 1 時間以内に太子町内の各水道施設に到着できる者とすること。

- (10) 緊急時に円滑に人的支援ができるよう応援者として3名以上の者を登録すること。この応援者は、応援事由が発生した時から概ね2時間以内に到着できる者とすること。
- (11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえで参加できること。

4. 実施スケジュール

令和7年12月24日（水）	公募開始日
令和8年1月15日（木）午後5時	参加申込書等の提出期限
令和8年1月19日（月）	参加資格の確認結果
令和8年1月21日（水）	仕様書等に関する質疑受付期限
令和8年1月26日（月）	仕様書等に関する質疑回答予定日
令和8年2月9日（月）午後5時	技術提案書及び価格提案書の提出期限
令和8年2月中旬	提出された技術提案書のヒアリング
全参加者ヒアリング実施から1週間程度	プロポーザル結果通知

※注意事項 上記日程は変更することがあります。

5. 参加申込書等に関する事項

(1) 提出期限

令和8年1月9日（金）から同年1月15日（木）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

上下水道事務所へ持参又は郵送とする。

なお郵送の場合は、提出期限日の午後3時必着とし、書留郵便等、配達の記録が確認できるものによること。

(3) 参加申込書とあわせて提出が必要な書類

1) 参加申込書（様式1）

2) 法人概要書（様式2）

3) 業務履行実績調書（様式3）

参加資格があることを判断できる契約実績を、様式3に記載すること。

記載件数は契約1件につき1枚とし、過去10年以内に兵庫県内で浄水場運転管理業務の履行期間があるものとする。なお、県内で膜ろ過方式による日最大5,000m³以上の浄水能力を有する浄水場運転管理業務の履行期間がない場合は、第3項（7）の参加要件を証するために県外の代表的な1件を添付すること。

同契約に関する契約書（変更契約書を含む。）の写し及び浄水場の名称、浄水方式、浄水能力及び附帯業務が確認できる必要最低限程度の資料を添付すること。

4) 配置予定業務責任者の資格等（様式4）

資格を証する書面の写しを添付すること。

5) 賠償保険加入状況が分かる書面の写し（任意様式）

6) 直近3年間の事業年度の貸借対照表、損益計算書（任意様式）

7) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

契約事業所の所在地における法人市（町）民税の納税証明書（未納の税額が無いことの

証明書)

(4) 参加資格の確認結果

- 1) 参加資格の確認結果は、令和 8 年 1 月 19 日（月）までに参加資格確認通知書の FAX 及び電子メールにより通知する。
- 2) 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- 3) 参加資格がないと認められた者は、町に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 3 時までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により上下水道事務所に提出すること。町は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6. 現場説明

現場説明会は実施しない。

浄水場等の見学を希望する場合、仕様書等に関する質疑受付期限である令和 8 年 1 月 21 日（水）までに実施するものとし、事前に上下水道事務所へ依頼すること。

7. 仕様書等に対する質疑

第 5 項の規定により参加申込書を提出した者に限り、次の方法により仕様書等に対する質疑をすることができる。なお、参加資格の確認により資格がないと認められた者からの質疑には回答しない。

(1) 質疑方法

- 1) 質疑書（様式 5）を電子メールで送信すること。
- 2) 質疑者は、メール受信の有無を電話にて必ず確認すること。
- 3) 質疑は、分かりやすくまとめて提出すること。
- 4) ファイル名の語尾に「商号又は名称」を追記すること。

(2) 質疑書の受付期限

令和 8 年 1 月 21 日（水）

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、すべての参加表明者に対し FAX 又は電子メールにて送信する。

(4) その他

- 1) 質疑に対する回答は、仕様書等の追加又は修正事項とみなす。
- 2) 質疑の内容が第 10 項に定める技術提案書の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また質疑の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

8. 技術提案書の提出に関する事項

参加者は、次の方法により技術提案手続を行わなければならない。

(1) 提出部数

計 8 部（原本 1 部に加え、写し 7 部とする。）※様式 7 については原本 1 部のみ

1) 技術提案書（任意様式）

提案書は A4 両面印刷とし、必要に応じた枚数とするが、最小限の枚数にまとめること。

必要に応じ、 図表・写真・イラスト等を入れ、理解しやすい資料とすること。

2) 価格提案（様式7）

3) 要求水準に関する誓約書（様式8）

（2）提出方法

上下水道事務所へ持参又は郵送とする。なお郵送の場合は、提出期限日の午後3時必着とし、書留郵便等、配達の記録が確認できるものにすること。

（3）技術提案書及び価格提案書等の提出期限

令和8年2月9日（月）午後5時まで

（4）その他

技術提案書の作成にあたっては、「一般仕様書」及び「特記仕様書」の内容をよく確認し、作成すること。

9. 提出された技術提案書のヒアリングの実施方法

（1）ヒアリングの参加人数は1社3名以内とする。

（2）ヒアリングは15～20分程度の技術提案書の概要説明及び15分程度の質疑応答により実施するものとする。

（3）ヒアリングは、提出された技術提案書の内容に基づいて行うこととし、追加資料の提示は認めない。町が求めたときはこの限りではない。

（4）開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。

10. 技術提案書の審査及び契約候補者の特定

（1）審査及び契約候補者の特定方法

1) 技術提案に関する審査は、「太子町水道施設運転管理業務委託プロポーザル審査委員会」において実施する。

2) 審査の結果、総得点の最も高い者を契約候補者とする。

3) 契約候補者となるべき総得点が同じ場合は、審査委員の合議により優先交渉者を決定する。

（2）審査項目及び評価基準

1) 企業評価

①提案者の実績等について

・同種業務の契約実績

※履行実績については、令和8年1月時点とすること。

②経営状況等

・財務状況

・賠償保険加入状況

2) 価格提案

③下記の算式により算出する。当該点数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

・見積もり限度額を超えた場合は、失格とする。

・得点=30点×（全提案者中最低の価格提案書）／（提案者が示す価格提案書）

3) 履行体制

④配置予定従事者の体制

- ・配置予定業務責任者及び従事者（技術員）の保有資格、同種業務の履行実績年数
- ・業務サポート体制・責任者以外の技術力向上

⑤施設点検・保守管理

- ・巡回点検業務への取組み
- ・水質管理業務への取組み
- ・設備保守管理業務への取組み
- ・軽微な修繕工事業務への取組み
- ・運転技術力向上への取組み

⑥リスク管理

- ・危機管理への取組み（地震・水質異常・感染症・停電・故障など）
- ・緊急時の対応
- ・緊急時支援体制

⑦事前習熟・研修等

- ・事前習熟及び新従事者の習熟の考え方
- ・研修・訓練の取組み

⑧関連業務

- ・環境整備業務（委託施設全般の清掃・除草を含む維持管理）への積極的な取組み
- ・町発注業務の業者立会への取組み

⑨独自提案、業務効率化等

- ・提案者の強みを活かした独自提案又は新技術の導入による業務効率化に向けた独創的な提案
- ・説明内容の全般的な論理性及び説得力、資料の明瞭性

4) 採点方法

配点は、別紙「太子町水道施設運転管理業務委託プロポーザル審査優先交渉者採点基準」とおりとする。

審査委員が各提案の内容について、項目ごとに評価を行い、合計を総合評価点（150点満点）とする。各審査委員の総合評価点の合計を総得点とする。

評価の結果、総合評価点が上位1位となった者を「優先交渉権者」として選定する。提案者が1者の場合でも同様に各項目の評価を実施するが、得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

（3）その他

- 1) このプロポーザルの審査結果については、全参加者ヒアリング実施から1週間程度を目途に太子町ホームページに掲載する。
- 2) 提案者が1者のみの場合も審査を実施する。
- 3) 技術提案書を評価した結果、いずれの提案も「仕様書」及び「特記仕様書」で示した水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- 4) 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

- 5) 契約候補者への連絡は電話、FAX 又は電子メールにより通知するものとする。
- 6) 提案者は、与えられた総得点を町に照会することができる。その場合は、書面（任意様式）を上下水道事務所に提出し請求すること。町は、当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。
なお、請求可能な期日については、兵庫県太子町ホームページに掲載予定のプロポーザル結果通知に記載する。
- 7) 前記 6) の提出方法は、持参又は郵送とする。

11. 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、第 10 項（1）と同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 契約保証金については、太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）第 136 条の規定を適用する。

12. 参加の辞退に関する事項

- (1) このプロポーザルの参加表明手続を行った者は、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を上下水道事業所に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

13. 失格に関する事項

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) その他本要項に違反すると認められた場合
- (4) 提出した技術提案書の内容が「仕様書」及び「特記仕様書」で示した水準等を満たしていないことが明らかであると認められた場合
- (5) 提案上限金額を超える金額を事業費（受託希望金額）として提案した場合
- (6) 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (7) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (8) 提出書類が提出期限を過ぎても提出されない場合
- (9) ヒアリング開始時刻までに会場に来なかった場合

14. 著作権等

- (1) 技術提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その

他町が必要と認める場合、町は技術提案書の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。また、この場合においても、参加者の特殊な技術やノウハウ等は公表しない。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

15. プロポーザルの参加に要する費用負担

技術提案書の作成、プレゼンテーションに要する費用等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

16. その他

- (1) プロポーザルに参加する者は、参加表明書の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 技術提案書には、提案者が実現を約束したものとみなすため、確実に実現できる範囲内で記載すること。
- (3) 別途費用を必要とする技術提案は原則受け付けない。
- (4) 提出書類の取り扱い
- 1) 提出された技術提案書は返却しない。
 - 2) 参加表明者から提出された書類については、このプロポーザルの目的の範囲において複製を作成することがある。
 - 3) 委託者は、提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求める場合がある。
- (5) 選定委員会は非公開とし、会議内容については公表しない。
- (6) このプロポーザルにおいて町が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (7) 契約候補者の特定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約を締結した者は、委託者が認めた場合を除き受託者自ら履行する。契約の履行にあたり、特に委託者が認めた下請負人を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、その商号又は名称その他必要な事項を通知すること。
- (9) 提出書類については、このプロポーザルの審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、町は、本業務に係る情報公開請求があった場合、太子町情報公開条例（令和4年条例第15号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (10) 契約締結後においても、受注者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することがある。

17. プロポーザルに関する担当部局等

- (1) 担当部局

太子町役場 経済建設部上下水道事業所

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鶴 280 番地 1

電話 : 079-277-3241 FAX : 079-277-3245

Email : jogesui@town. hyogo-taishi. lg. jp

(2) ホームページ

<https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp>

参加表明手続及び技術提案手続等に必要な様式等は、兵庫県太子町ホームページに掲載する。参加表明する者は、必要に応じてダウンロードし、使用すること。